

7 医薬品業務手順書（無床診療所） PDF形式

医薬品業務手順書

これは作成例です。必要事項を含み、各医療機関の実情に合う内容で実行可能な手順書を作成して下さい。

なお、詳しくは、「医薬品の安全使用のための業務に関する手順書作成マニュアル」(<http://hodanren.doc-net.or.jp/iryoukankei/070401kaitei/iryoho/anzen.pdf>)を参照ください。

第1 医薬品の採用・購入

(1) 医薬品の採用にあたっては、医薬品の安全性・取り間違い防止の観点から、下記を踏まえて決定する。

- ① 一成分一品目を原則とし、採用医薬品は最低限の数とする。
 - ② 同種同効薬と比較検討を行う。
 - ③ 類似した名称や外観を持つ薬の採用は、極力回避する。類似薬を採用しなければならない場合は、特に注意を喚起する。
 - ④ 充填ミスを防止するため、原則として小包装薬を採用する。
- (2) 発注の際は、商品名、剤形、規格単位、数量、包装単位、メーカー名を記入する。
- (3) 購入医薬品の品目・規格・数量が合致しているか、発注伝票に基づき検品する。
- (4) 「規制医薬品（麻薬、覚せい剤原料、向精神薬、毒薬、劇薬）」及び、「特定生物由来製品（人の血液や組織に由来する原料を用いたもの）」は特に注意し、購入記録の保管を行う。麻薬、覚せい剤原料は、譲渡証の記載事項及び押印を確認し、2年間保管する。

第2 医薬品の管理方法

- (1) 医薬品の在庫管理、取り間違い防止のため、下記を実施する。
- ① 医薬品棚は、在庫点検や取り違い防止に配慮して適切に配置する。
 - ② 同一銘柄で複数規格がある医薬品や、名称・外観類似薬は、注意を表記する。
- (2) 医薬品の補充や充填時のとり間違いを防ぐため、読み上げて確認する。
- (3) 「規制医薬品（麻薬、覚せい剤原料、向精神薬、毒薬、劇薬）」は、金庫等に保管して常時施錠するなど、盗難・紛失防止措置をとり、法令を遵守した使用記録の作成・保管をおこなう。
- (4) 「製品特定生物由来製品（人の血液や組織に由来する原料を用いたもの）」は、カルテ番号、患者氏名、使用日、医薬品名（規格、血液型を含む）、使用

製造番号、使用量など、使用記録を作成し、20年間保存する。

(5) 処置薬の取扱いは、次の点を遵守する。

- ① 調整（希釀）日、開封後期限、調整期限、開封日を記載する。
- ② 開封後の変質、汚染などに留意し、定期的に交換し、継ぎ足しをしない。
- ③ 充填間違いを防止するため、色わけなどに留意する。

第3 投薬指示・調剤

(1) 薬剤服用歴の確認

・投薬にあたって、薬剤服用歴（既往、副作用、アレルギー）を確認する。

(2) 診療録・処方せんを正確に記載する

- ① 診療録・処方せんには、必要事項（医薬品名、剤形、規格単位、分量、用法、用量等）を正確に記載する。

② 投薬誤りを防止するため、規格単位と記載方法は統一する。

(3) 調剤方法

① 調剤用設備・機器の保守点検を日常的に行い、使用にあたり、計量機のゼロ点調整、水平確認等を行う。

② 外観類似、名称類似、複数規格品に留意する。

③ 要注意薬については、特に留意する。

④ 調剤後に、診療録または処方せんと調剤薬との照合を行う。

(4) 処方や調剤薬の鑑査方法

① 診療録・処方せんの記載内容を確認し、処方内容と誤りがないことを確認し、患者情報・薬歴に基づき、重複投与、投与禁忌、相互作用、アレルギー、副作用等に留意する。

② 診療録・処方せんの記載内容が判読しづらい場合は、無理に判読せず、処方医に照会する。

第4 患者への与薬や服薬指導

① 下記の患者情報を把握した上で与薬する。

・患者の既往歴、妊娠・授乳、副作用歴、アレルギー歴

・小児、高齢者の年齢、体重

・他科受診、他剤併用

・嗜好（たばこ、アルコールなど）

② 患者情報は、与薬に係る全ての部門で把握できるようにする。

③ 検査・処置における医薬品使用についても、緊急時以外は口頭指示をさける。口頭指示を行わざるを得なかった場合も、記録を残す。

④ 与薬にあたっては、下記を励行する。

・患者氏名、生年月日を確認する。

・患者の症状（前回投与と同じか等）を確認し、投薬内容に誤りがないか点検する。

・薬剤の実物と薬剤情報提供文書を患者に示しながら説明する。

⑤ 在宅患者への投与にあたっては、薬剤管理が困難な場合が多いことに考慮して、剤形、用法、調剤方法、服薬管理に工夫する。

⑥ 抗がん剤の投与については、レジメン（投与薬剤、投与量、投与日時などの指示がまとめられた計画書）に基づいて調剤、投与する。

⑦ 要注意薬については、患者の薬歴管理を行う。

第5 医薬品の安全使用に係る情報の取扱い（収集、提供）

(1) 患者情報の収集と処方医への情報提供を行う。

(2) 経過観察が必要な薬剤の投与にあたっては、投与後の経過観察を行う。

(3) 緊急時については、下記に沿って実施する。

① 副作用初期症状の確認

② 服用薬剤及び医薬品との関連の確認

③ 特定薬剤の血中濃度モニタリング実施

第6 他施設との連携

緊急時のため、連携施設を確保する。